



2020年3月2日

各 位

会 社 名 株式会社 K e y H o l d e r
 代 表 者 名 代表取締役社長 畑 地 茂
 (証券コード番号 4 7 1 2 ・ JASDAQ)
 問い合わせ先 取 締 役 大 出 悠 史
 電 話 番 号 0 3 - 5 8 4 3 - 8 8 8 8

新株予約権（第1回、第2回）の強制行使に関するお知らせ

2016年7月5日付け「募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ」（以下「第1回新株予約権」という。）及び、2018年6月18日付け「第三者割当による発行される新株予約権の募集に関するお知らせ」（以下「第2回新株予約権」という。）（以下、併せて「本新株予約権」という。）のとおり、新株予約権を付与しておりますが、其々に設定されていた行使条件に関し、強制行使条件の判定基準である株価を下回った（2020年2月28日：株式会社東京証券取引所における当社普通株式終値62円）ため、今後の見通しについて下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本新株予約権の内容

	2016年7月5日決議分 (第1回新株予約権)	2018年6月18日決議分 (第2回新株予約権)
(1) 新株予約権の個数	115,000個	320,294個
(2) 新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
(3) 新株予約権の目的となる株式の数	11,500,000株	32,029,400株
(4) 新株予約権の行使価額	1株あたり 130円	1株あたり 125円
(5) 新株予約権の行使期間	自 2016年7月20日 至 2021年7月19日	自 2018年7月24日 至 2028年7月23日
(6) 発行価額及び資本組入額 (1株あたり)	発行価額 130円 資本組入額 65円	発行価額 125円 資本組入額 63円
(7) 新株予約権の強制行使条件	2. 行使の条件参照 (1) 第1回新株予約権	2. 行使の条件参照 (2) 第2回新株予約権

(8) 新株予約権の割当先	当社、当社子会社及び当社	秋元 康氏	250,666個
	孫会社の取締役及び従業員	秋元 伸介氏	55,703個
	22名	115,000個	赤塚 善洋氏

2. 行使の条件

本新株予約権は強制行使条件が付されております。

(1) 第1回新株予約権

新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を上記の場合に該当した日の翌営業日から1ヶ月以内に行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
- (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
- (c) 当社が上場廃止となる場合、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに準ずる倒産処理手続開始の申立てがなされる場合、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
- (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

(2) 第2回新株予約権

割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に株価終値が一度でも行使価額に50%を乗じた価額を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
- (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
- (c) 当社が上場廃止となる場合、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに準ずる倒産処理手続開始の申立てがなされる場合、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
- (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

3. 強制行使条件判定基準への該当

2020年2月28日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式終値が62円となり、下記の強制行使条件判定基準額となる額を下回ったことにより、本新株予約権の強制行使条件が満たされました。

- (1) 第1回新株予約権 行使価額である130円に50%を乗じた額（65円）を下回った場合

(2) 第2回新株予約権 行使価額である125円に50%を乗じた額(62.5円)を下回った場合従いまして、各割当先より強制行使期間までに権利行使を受ける予定です。

4. 強制行使による払込期限及び払込予定金額、1株あたりの引受金額と発行予定株式数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
(1) 払込期限	2020年4月1日	2028年7月23日
(2) 払込予定金額	1,495,000,000円	4,003,675,000円
(3) 引受金額	1株あたり 130円	1株あたり 125円
(4) 発行予定株式数	11,500,000株	32,029,400株

5. 行使後の株式等の状況

(1) 発行済み株式総数、資本金等

	行使前 (2019年12月31日現在)	第1回新株予約権 行使後(予定)	第2回新株予約権 行使後(予定)
(1) 発行済み株式総数	154,257,832株	165,757,832株	197,787,232株
(2) 資本金	4,405百万円	5,152百万円	7,153百万円
(3) 資本準備金	6,146百万円	6,893百万円	8,894百万円

(2) 大株主及び議決権比率の状況

行使前(2019年12月31日現在)		行使後(全部が行使された場合)	
名称	(%)	名称	(%)
Jトラスト株式会社	38.75	Jトラスト株式会社	30.22
株式会社ユナイテッドエージェンシー	12.82	秋元 康	12.68
藤澤 信義	6.07	株式会社ユナイテッドエージェンシー	10.00
森田 篤	2.45	藤澤 信義	7.55
赤塚 善洋	1.93	秋元 伸介	2.82
株式会社電通	1.44	吉成 夏子	2.72
JPモルガン証券株式会社	1.13	赤塚 善洋	2.21
エイベックス・エンタテインメント株式会社	0.97	森田 篤	1.91
株式会社ワタナベエンターテインメント	0.97	株式会社電通	1.13
株式会社SBI証券	0.92	JPモルガン証券株式会社	0.89

※1. 2019年12月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2019年12月31日現在の総議決権数

(1,542,104個)に、割当てる本新株予約権の目的である株式の総議決権数435,294個を加えて算定しております。

6. 今後の見通し

本新株予約権が正式に行使された場合、合計で約5,498百万円の資金調達に繋がります。当社といたしましては、引き続き、目下、既に開始しております新事業に係る広告宣伝費のほか、当社グループで展開する事業のプロモーションなどに加え、既存事業の拡大を目指すにあたり構想する、次の展開に向けた資金への充当を見込んでおります。

なお、資金調達額の内、第1回新株予約権の行使分（1,495百万円）につきましては、行使条件に則して1ヶ月以内に行使される予定ではありますが、第2回新株予約権の行使分（4,003百万円）につきましては、行使条件が期間満了日まで（2028年7月23日）と設定されているため、現時点において具体的な金額の配分などは未定であります。

以 上